

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の 提出を求める公示

平成19年9月3日

近畿地方整備局

大阪国道事務所長 西野 賢治

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務は、一般国道43号西淀川（大和田地区）で実施された車道透水性試験舗装について流出抑制効果及び舗装の耐久性に関する調査・検討を行うものである。

本業務の実施にあたっては、車道透水性舗装の性能に関して行政的視点に立って評価を行う必要があり、特定の企業と関係しない公平・中立な立場が求められる。また、透水性舗装をはじめ舗装全般について高度な専門的知識と豊富な経験を有するとともに、「道路路面雨水処理マニュアル（案）」に精通し、かつ、車道透水性舗装の全国的情報を収集・蓄積しそれらを十分活用できる業務体制が求められることから（財）道路保全技術センター（以下、「特定公益法人等」という）を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定公益法人等以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合もしくは、4.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、特定公益法人等との契約手続きに移行する。

なお、4.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、特定公益法人等と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

- (1)業務名 平成19年度43号車道透水性舗装追跡調査検討業務
- (2)業務内容 ・車道透水性舗装の試験施工箇所における現地データの収集、散水実験の実施および調査結果の取りまとめ・解析
・流出抑制効果及び舗装の耐久性について調査・検討
- (3)履行期限 平成20年3月30日

3. 業務目的

本業務は、一般国道43号西淀川（大和田地区）で実施された車道透水性試験舗装について流出抑制効果及び舗装の耐久性に関する調査・検討を行うものである。

4. 応募要件

- (1)参加意思確認書の提出者に対する要件は次のとおりとする。

1) 基本的要件

- ①予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ②近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成19・20年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
- ③近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

2) 技術力に関する要件

- ・透水性舗装について高度な専門的知識と豊富な経験を有すること。
- ・「道路路面雨水処理マニュアル（案）」に精通していること。
- ・車道透水性舗装の全国的情報を収集・蓄積しそれらを十分活用できる業務体制を有すること。

3) 守秘性に関する要件

守秘義務の遵守及び違反した場合の適切な罰則などについて社則などに明記していること。

4) 中立性・公平性に関する要件

建設会社等国土交通省が発注する公共工事の受注実績又は、受注希望がある企業との資本、もしくは人事関係がないこと。ここでいう「資本、もしくは人事関係」とは、次のイ) 又はロ) に該当する関係である。

イ) 参加表明者と建設会社等国土交通省が発注する公共工事の受注実績又は、受注希望がある企業との間で、一方が、もう一方の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資を行っている関係。

ロ) 参加表明者の代表権を有する役員が、建設会社等国土交通省が発注する公共工事の受注実績又は、受注希望がある企業の代表権を有する役員を兼ねている関係。

5) 業務執行体制に関する要件

近畿地方整備局管内に本社・本店、又は支社・支店・営業所があること。

6) 業務実績に関する要件

元請けとして、平成 14 年度以降において完了し引き渡しが進んでいる業務で 1 件以上の同種業務または類似業務の実績を有すること。

- ・同種業務：近畿地方整備局が発注した車線規制を伴う車道透水性舗装に関する調査業務
- ・類似業務：近畿地方整備局管内の各府県政令市が発注した車線規制を伴う車道透水性舗装に関する調査業務

(2) 配置予定管理技術者に対する資格要件及び業務実績は以下のとおりとする。

① 配置予定管理技術者

・ 資格要件

配置予定管理技術者は、以下のいずれかの資格保有者であること。

ア) 技術士（建設部門）の資格を有し、過去 5 年間に車線規制を伴う車道透水性舗装に関する調査業務の同種又は類似業務の実績を有するもの。

イ) 1 級土木施工管理技士の資格を有し、過去 5 年間に車線規制を伴う車道透水性舗装に関する調査業務の同種又は類似業務の実績を有するもの。

ウ) 近畿地方整備局で道路関係の技術的な行政経験を 15 年以上経験しているもの。

・ 同種又は類似業務の実績

元請けとして、平成 14 年度以降において完了し引き渡しが進んでいる業務で 1 件以上の同種業務または類似業務の実績を有すること。

同種業務：近畿地方整備局が発注した車線規制を伴う車道透水性舗装に関する調査業務

類似業務：近畿地方整備局管内の各府県政令市が発注した車線規制を伴う車道透水性舗装に関する調査業務

5. 手続等

(1) 担当部局

〒 536-0004 大阪府大阪市城東区今福西 2-12-35

国土交通省近畿地方整備局 大阪国道事務所 経理課

TEL : 06-6932-1421 (代) (内線 292) FAX : 06-6935-5748

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

① 交付期間

平成 19 年 9 月 3 日 (月) から平成 19 年 9 月 12 日 (水) まで

(土曜日、日曜日は除く毎日。交付時間は 9 時 30 分から 17 時 00 分まで)

② 交付場所

(1) に同じ。

③ 交付方法

手渡しとする。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

① 提出期限

平成 19 年 9 月 13 日 (木) 17 時 00 分

② 提出場所

(1) に同じ。

③ 提出方法

持参によるものとする。郵送、電送及びその他の方法によるものは認めない。

6. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1) に同じ。

(3) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出予定期限：

平成 19 年 10 月 1 日 (月) 17 時 00 分

(4) 近畿地方整備局 (港湾空港関係を除く。) における平成 19・20 年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争 (指名競争) 参加資格の認定を受けていない場合も 5(3) により参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であって、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に於いて、当該資格の認定を受けていなければならない。

(5) 詳細は説明書による。